

正

健康保険 被扶養者(異動)届

令和 年 月 日 提出

Table with columns: 決裁 (常務理事, 事務長, 課長, 抜者)

被保険者欄 (Insured Person Section) form with fields for name, ID, birth date, and residence.

被扶養者欄 (Dependent Section) form with fields for name, ID, income, and residence.

被扶養者欄 (Dependent Section) form with fields for name, ID, income, and residence.

被扶養者欄 (Dependent Section) form with fields for name, ID, income, and residence.

事業所 (Business Location) form with fields for address, name, and phone number.

社会保険労務士記載欄 (Social Insurance Labor Consultant Record Section) form.

令和 年 月 日
神奈川県管工事業健康保険組合 殿

※続柄は「父」「母」「長男」「長女」などと記入してください

受付日付印

※添付書類につきましては、別紙「扶養認定添付書類」をご覧ください。

副

## 健康保険 被扶養者(異動)届

令和 年 月 日 提出

被保険者欄	被保険者証の記号	被保険者証の番号	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	備考
	(フリガナ)		取得年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	収入 年間収入 円
	(氏)	(名)	住所	〒 -				

被扶養者欄	(フリガナ)		生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女			
	(氏)	(名)	個人番号									
	続柄	職業	収入 (年間収入) 円	住所	1.同居 別居の場合 〒 - 2.別居							
	被扶養者になった日	9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	9.令和	年	月	日	理由	
	住民票住所	同上	都道府県	市区町村	当該届出書の提出年1月1日の住所	同上	都道府県	市区町村	備考			

被扶養者欄	(フリガナ)		生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女			
	(氏)	(名)	個人番号									
	続柄	職業	収入 (年間収入) 円	住所	1.同居 別居の場合 〒 - 2.別居							
	被扶養者になった日	9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	9.令和	年	月	日	理由	
	住民票住所	同上	都道府県	市区町村	当該届出書の提出年1月1日の住所	同上	都道府県	市区町村	備考			

被扶養者欄	(フリガナ)		生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	性別	1.男 2.女			
	(氏)	(名)	個人番号									
	続柄	職業	収入 (年間収入) 円	住所	1.同居 別居の場合 〒 - 2.別居							
	被扶養者になった日	9.令和	年	月	日	被扶養者から除かれた日	9.令和	年	月	日	理由	
	住民票住所	同上	都道府県	市区町村	当該届出書の提出年1月1日の住所	同上	都道府県	市区町村	備考			

事業所所在地	〒 -	上記の通り(認定・削除)しましたので通知します。 令和 年 月 日 神奈川県管工事業健康保険組合 理事長  受付日付印
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号	( )	

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 扶養認定添付書類(扶養から外れる場合は除く)

配偶者・子・父母等続柄にかかわらず

### ★「所得証明書(原本)」(今取れる一番新しい所得証明書)

※市区町村によっては名前が違う場合があります。

例)横浜市 「令和○年度 市民税県民税 課税(非課税)証明書」

※収入の内訳が記載されているものが必要になります。

※省略ができる市区町村もありますが、省略しないようにしてください。

### ★「被保険者と扶養対象者の続柄がわかる住民票(原本)」

(※被保険者が世帯主でない場合は、続柄の確認のため、戸籍謄本が追加が必要になります。)

#### ◆出生の場合

・被保険者との続柄を省略しない住民票の原本

(※被保険者が世帯主でない場合は、戸籍謄本が追加が必要になります。)

#### ◆結婚の場合

・戸籍謄本(原本)

#### ◆大学生および各種学校の在學生(高校生以上、全日制の場合のみ)

「学生証の写し」または「在学証明書」

(出生及び全日制の学生の場合に限り、「所得証明書」は必要ありません。)

また、次に該当する方は「所得証明書」とあわせて下記書類が必要になります。

#### 各種公的年金を受給されている方

「直近の年金額改定通知書の写し」または「直近の年金支払通知書の写し」

(遺族年金・障害年金や厚生年金基金等から受けている年金も収入となります。)

#### 被保険者と別居されている方

「3ヶ月分以上の預金通帳の振込記録や郵便書留の写し」

(生計費の手渡しは認められません。)

#### 自営・個人事業所得・不動産所得・配当所得等で収入がある方

「直近の確定申告書の写し」

#### 退職・廃業で現在は無職であるが、「所得証明書」に金額が載っている方

「退職証明書(原本)」・「廃業届の写し」・「退職日の記載されている源泉徴収票の写し」等、

退職・廃業の事実のわかる書類

\* 雇用保険の受給の有無を確認して備考欄に受給の有無を記載してください。また、受給中は基本手当日額が3612円(60歳以上の方は5000円)以上な場合、扶養認定できません。

